

2018年（平成30年）12月7日

鳥取県知事 平井伸治 殿

鳥取県下 全市町村長 殿

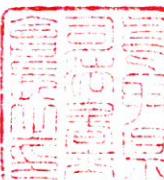
鳥取県弁護士会

会長 駒井重忠



鳥取県司法書士会

会長 小椋義孝



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

鳥取支部支部長 谷口毅



一般社団法人鳥取県社会福祉士会

会長 河津薰



市町村長による成年後見開始申立のより一層の活用と

成年後見制度利用支援事業の整備拡充に関する要望書

## 第1 要望の趣旨

1. 鳥取県内の全ての市町村において、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者のために、より積極的に市町村長申立を活用していただきたい。

また、施設入所中などの理由で現居住地と住所地が異なる者の場合には、原則として「当該施設利用者の援護の実施者である市町村長」をもって申立人とする取扱いをしていただきたい。

2. 鳥取県内の全ての市町村において成年後見制度利用支援事業の活用を促進するため、後見人等報酬の助成対象者の範囲について以下の内容を含む要綱を策定していただきたい。

- (1) 生活保護世帯や非課税世帯に限定することなく、「助成がなければ成年後見制度の利用が困難な者」へ拡大すること
- (2) 市町村長申立の案件に限定せず、本人や親族等による申立案件にも適用すること

3. 鳥取県内の全ての市町村における、成年後見制度利用支援事業による報酬助成の基準額を、厚生労働省の示す単価（在宅生活者月額 28,000 円、施設入所者月額 18,000 円）を参考にしていただきたい。

併せて、報酬助成対象を判断する際、保有財産から最低限の手持ち現金を差し引く運用をしていただきたい。

4. 鳥取県内の全ての市町村において、成年後見制度利用支援事業の要綱をホームページ等で公開していただきたい。

5. 鳥取県庁の所管において、各市町村の成年後見制度利用支援事業に関する要綱の策定状況や、要綱に記載されている助成条件、資産基準、助成の基準額及び報酬助成の実績等について実態調査を行うとともに、市町村の取組み状況をホームページで公開するなど情報公開を促進させ、取組みが遅れている市町村に対してはより一層の支援をしていただきたい。

## 第2 要望の理由

### 1. 成年後見市町村長申立てのさらなる活用について

(1) 平成 28 年 5 月 13 日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」といいます）が施行されました。この法律の基本理念は、「成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」であり、同法のもと、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進すること

とされています。

そして、同法の第11条第7号には、「成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。」と規定されています。

(2) しかるに、県内にあっても、本人の権利擁護のために市町村長申立てが必要と思われるケースにおいて、疎遠な親族に対する戸籍調査に莫大な労力と時間を費やした上、かかる親族に成年後見申立の負担を強いたり、あるいは事案を放置するという例がいまだ見受けられます。

この点、平成17年7月29日の各都道府県・中核市・政令指定都市宛の厚生労働省通知では、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて煩雑であることも要因となって市町村長申立てが十分に活用されていない状況にあったことに鑑み、「市町村申立てに当たっては、市町村長はあらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること」とされ、原則、2親等内の親族調査でよいとの運用に改めることになっています。

しかし、鳥取県内の市町村では、未だに3親等や4親等内の親族の戸籍調査を行わなければならないものと考え、長期間、市町村申立てを遅滞させている例が存在しています。

(3) そもそも成年後見のニーズを抱えている認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の中には親族と疎遠になっている人も多く、誰にも頼れずに孤立しているために成年後見申立ての必要があっても申立権を有する4親等内の親族にその申立てを期待できない場合があります。したがって、市町村は、親族調査に必要以上の時間を費やすことなく、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」(老人福祉法第32条等)には、速やかに必要な支援につなげるべく、積極的に申立権行使して、速やかに家庭裁判所への成年後見申立を行っていただくよう要請いたします。

実際、成年後見事件の申立人のうち市町村長が占める割合が年々増加しており、平成29年の最高裁判所の統計によれば、全国における市町村長申立ての割合は、約19.8%、鳥取県の割合は約23.8%と全国水準よりは高い状況にあります、引き続き成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者のために適切

な時期に迅速に市町村長申立を活用していただくことを要請します。（添付資料  
① 4、5頁、添付資料2参照）

（4）加えて、市町村長申立による場合、法定後見の申立をどこの市町村が担当するかという問題があります。

申立の際の管轄家庭裁判所は、家事審判規則（昭和22年最規15号）第82条において「被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とする」と規定されており、「住所」とは、民法第22条により「各人の生活の本拠」とされています。これにより、申立を行う家庭裁判所について、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることは法律等により定められていますが、どこの市町村長が申し立てるのかという点については法令上の規定はないのが現状です。このため、鳥取県内においては、施設入所者について成年後見申立の必要がありながら、当該施設へ入所措置等を行った市町村と住民票上の住所である施設所在地の市町村との間において申立の前段階で紛議が生じ、適切な時期にその申立ができないといった事例が生じています。

この点について、実務上は本人の状況（申立が必要な状況）をよくわかっている市町村長であればよいと解されていますが、上記の事例が今後生じないようにするとともに、施設所在地の市町村の事務負担を軽減するという観点から、以下に記載する2つの事例等を参考に、鳥取県内における法定後見の市町村長申立を担当する市町村についての原則的なルールを策定いただきたくことを要望します。

#### <事例1>

支援費制度関係Q&A集（平成15年1月）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課支援費制度施行準備室

（問5）成年後見制度を利用するために、親族のいない施設入所者について、市町村長が当該制度の利用に係る申立てを行う場合、申立てを行う市町村長は「当該利用者の援護の実施者である市町村長」であると理解してよいか。その場合、申立先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所でよいか。

（答）問のような状況において成年後見制度を利用するための申立てを行う場合、その主体には、本人の状況を最も把握していることが必要であると考えられることから、当該援護の実施者である市町村長が申立てを行うこと

が妥当であると考える。なお、申立先となる家庭裁判所は、施設所在地を管轄する家庭裁判所となる。

<資料出典 HP URL>

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sienhi/qa0301/index.html>

<事例 2 >

施設入所者への区市町村長による法定後見申立ての職務管掌（東京ルール）

都内における申立てに関する取扱いについては、施設所在地への集中を防ぐ意味からも、原則として以下のとおりとします。

対象者	申立てを行う区市町村	例示
①措置入所者 (平成 12 年 3 月 31 日までの措置入所者で 4 月 1 日以降契約関係へ移行した者を含む)	当該施設へ入所措置を行った区市町村超が取扱う 【措置取扱】	A 区措置→B 市特養入所 ↓ この場合、B 市を管轄する家裁に A 区長が申立て
②介護保険制度による契約入所者	本人が加入する保険者たる区市町村長が取扱う 【保険者取扱】	A 区から契約→B 市特養入所（保険は A 区のまま） ↓ この場合、B 市を管轄する家裁に A 区長が申立て
③生活保護受給者	①②に優先して生活保護を適用している実施機関たる区市（町村）長が取扱う ただし、生活保護を適用している実施機関が都知事の場合は、優先しない 【生保取扱】	A 区から措置又は契約→B 市特養入所（生保は F 区） ↓ この場合、B 市を管轄する家裁に F 区長が申立て
④その他	①～③にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠が所在する区市町村長が、取扱う 【現在地取扱】	

以上は原則であって、本人の状況をよく把握している区市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。

＜資料出典＞

- ・東京都福祉局編集「成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引き【改訂版】」2002、東京都社会福祉協議会 P49 より引用
- ・小嶋正著「身寄りのない高齢者への支援の手引き」東京都社会福祉協議会、2008. P50-51においても、同様の内容が記載されている。

## 2. 成年後見制度利用支援事業に関する要綱の策定とその内容について

### (1) 成年後見制度利用支援事業に関する要綱の策定について

ア 平成29年3月24日、利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます）が閣議決定されました。この基本計画では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようとする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業（以下「利用支援事業」という）について、以下の点につき各市町村において検討が行われることが望ましいとしています。

- ・利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
- ・地域支援事業実施要綱において、利用支援事業が市町村長申立に限らず、本人申立、親族申立等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。

イ 鳥取県内の各市町村では、利用支援事業の実施要綱は作成されているものの、高齢・障がい者の分野において、あるいはいずれかの分野で申立にかかる経費、後見人等の報酬に対する助成の予算化をしていない町があります。（平成30年7月30日鳥取県福祉保健部ささえ局福祉保健課、添付資料3）

ウ そもそも利用支援事業は、福祉サービスの提供方法が措置から契約に変わったことに伴い、経済的理由等で成年後見制度の利用を妨げられ、福祉サービスの提供等を受けるために必要な契約をすることができないといった事態を防ぐという目的で実施されているものです。

ところが現在、利用支援事業に基づく費用（申立にかかる経費及び後見人等の報酬の全部または一部）の助成がないため、経済的に困窮している高齢者や障がい者が、本来必要な成年後見制度を利用できないという事態が数多く生じていま

す。

一方、障がいの分野では、平成24年度から市町村地域生活支援事業において利用支援事業が必須事業とされています。

については、経済的理由等により成年後見制度を利用したくてもできない人が安心して制度を利用できるようにするため、速やかに、全ての市町村において、後見人等への報酬助成を含む成年後見制度利用支援事業の予算化をしていただくことを要請します。

(2) 利用支援事業に基づく後見人等報酬の支援の対象者を市町村長申立事案に限定しないこと

ア 利用支援事業実施要綱が策定されたとしても、それが利用されなければ無意味となります。

この点、県内の市町村における利用支援事業に基づく後見人等報酬の支払実績については詳細な調査がないため実態は不明ですが、経済的理由により成年後見制度を利用できない高齢者や障がい者が存在すると考えると、成年後見の利用促進を進めるにあたって利用支援事業の幅広い活用が求められることは事実です。

イ そのためには、まず、利用支援事業を利用できる対象者を広げる必要があると考えますが、市町村の利用支援事業実施要綱において未だに後見人等報酬の支援対象を市町村長申立に限定しているところがあります。

そもそも、利用支援事業の適用を受ける人は、後見人報酬等を自らの財産から負担できない生活困窮者であります。他方、市町村長申立が行われるのは、本人が判断能力の低下により自ら申立を行うことができず、加えて親族がいない、あるいは親族の協力が得られないケースであり、利用支援事業の適用要件とはなんら関連性がありません。

この点、基本計画においても、利用支援事業を市町村長申立に限らないことが望ましいと記載されていますが、既にこの方向性は、平成20年の段階において厚生労働省から各地方自治体にあてて事務連絡されているところです。（「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡、「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」平成20年10月24日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡）**添付資料4**

ウ 県内市町村の利用支援事業実施要領は概ね國の方針やその本来の趣旨に適つ

ていますが、なお一部の市町村において対応が間にあっていない状況にあります。そこで、利用支援事業の対象を市町村長申立の案件に限定する取扱いをされている市町村には、直ちに見直しをしていただくことを要請します。

(3) 利用支援事業対象者を生活保護世帯や非課税世帯に限定せず、資産要件を緩和すること

ア 基本計画は、日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行をするよう提言しており、「生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障がい者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである」と記載されています。しかし、県内市町村における利用支援事業の実施要領によれば、報酬助成の対象者を生活保護受給者に限定したり、生活保護受給者に準じる者に限定する取扱いが多くみられます。

イ 鳥取県が鳥取家庭裁判所担当者からの聞き取りされたところによると、平成29年度末現在において、鳥取県内で成年後見制度を利用している人数は、総数1,580人（後見案件1,141人、保佐案件299人、補助案件124人、任意後見監督案件16人）に上ります。この中には、生活保護は受給していないものの後見人等の報酬すら負担できない人が相当数含まれているものと考えられます。また、課税世帯であっても、自らの年金だけでは施設利用料や医療費を払うのに精一杯で、とても後見人等の報酬を支払う余力がないケースも多くあると考えられます。このような現状では、成年後見制度を利用したくとも経済的な理由で利用できない層を生み出すこととなり、遍く市民の権利を擁護する制度とはいえません。

そこで、利用支援事業の対象者を生活保護受給者に限定するのではなく、「助成がなければ成年後見制度の利用が困難な者」へと拡充していただくことを要請いたします。

ウ 現実問題として、家庭裁判所から報酬決定が出ても、本人の貯蓄が少なく、それを後見人等の報酬に充ててしまうと手元現金が枯渇し、万が一の入院や死亡の際に備えられなくなるため、実際には本人の預金から後見人等の報酬を払い戻せないという事態もしばしば生じています。そのため、利用支援事業による後見人等報酬への助成の可否を判断するにあたっては、本人に不測の事態が生じても対応できるように、最低限の手持ち現金（概ね30万円程度）を保有財産から差し引いたうえで判断していただくことを要請します。

### 3. 成年後見制度利用支援事業による報酬助成についての予算を拡大するとともに、 報酬支給額を厚生労働省の示す基準額とすることについて

(1) 県内市町村における利用支援事業に基づく後見人等報酬の支払実績については、前掲の添付資料3に記載のとおりですが、経済的理由により成年後見制度を利用できない高齢者や障がい者が一定の割合で存在することを考えると、成年後見制度の利用促進を図るには、利用支援事業のより一層の活用が望されます。

もちろん、少子高齢化に伴う福祉的予算の増大により、近時の市町村の財政事情が悪化していることは承知しています。しかしながら、成年後見制度の利用は、判断能力が低下し、弱い立場におかれている高齢者や障がい者の権利を守り、人間としての健康で文化的な最低限の生活を保障するためのものでありますから、本来、財政的理由によりこれを制限すべきではないと考えます。また、利用支援事業のさらなる拡大により、専門職後見人や市民後見人、法人後見等、成年後見制度の利用が活発化すれば、本人のために適切な身上監護や財産管理を行うことができることになります。また、成年後見制度の活用により、経済的虐待などの搾取を予防し、本人の資産が有効活用される効果も期待できます。

そのため、成年後見制度利用支援事業による報酬助成についての予算拡大を要請する次第です。

(2) また、厚生労働省は、平成12年7月3日付「成年後見制度利用支援事業に関するQ&A」において、後見人等の報酬助成の月額として、在宅生活者の場合2万8,000円、施設生活者の場合1万8,000円という参考単価を示しています。そして、それ以後、全国の市町村ではこの金額をそのまま採用している例が多くありますが、県内の市町村においては、在宅その他共に1万円という例すら見受けられます。

確かに、報酬助成の金額は、市町村の財政的判断に基づいて設定されるものではありますが、本人の住所地によって後見人の報酬が大きく異なるという不均衡な状況は、本人の権利擁護の観点からも、後見人の行うべき職務の均質性の点からも決して好ましいとは言えません。

そのため、県内の市町村におかれましては、厚生労働省の上記参考単価を目安として後見人等報酬の基準額の変更、また、それに伴う予算措置をしていただきたく要請します。

#### 4. 利用支援事業実施要綱の内容の公開について

(1) 現在、利用支援事業の実施要綱の内容を各市町村のホームページで公開し後見人等の報酬助成の請求手順などの案内がなされている自治体はほとんどありませんが、これでは市民の方々は利用支援事業の存在さえ知ることができず、その結果として、成年後見申立の促進がなかなか図れることになります。

そこで、利用支援事業の実施要綱の内容を市民に幅広く知っていただくために、この情報をホームページ等で公開されることを要請します。

#### 5. 県による成年後見制度利用支援事業に関する実態調査及び必要な支援について

(1) 最後に、利用促進法第24条では、「都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする」と定められています。また、同法に基づき、基本計画でも、「都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク、中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。…特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。」と指摘している。

(2) 県が、広域的な見地からの後見人等の受け皿の確保や関係者の資質の向上等の施策を行うにあたっては、まず、県内の各市町村において、利用支援事業に関する要綱の策定状況や、要綱に記載されている助成条件、資産基準、助成の基準額、及び報酬助成の実績等について、継続的に実態調査を行い、これをホームページで公開することが不可欠であると考えます。また、情報を収集・公開するだけではなく、県において、どこの市町村がどのような取組みを行っているかについて正確に把握し、取組みが遅れている市町村に対し、専門的な知見から、適切な助言や援助を行っていく必要があります。さらに、基本計画では、市町村単位での取組みが難しい場合において、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整することも都道府県の役割とされています。

(3) 成年後見の利用促進にあたっては、市町村に基本的な責務があるとされていますが、市町村には規模にばらつきがあり、必要な人材や予算の確保ができない場合もあります。そのため、鳥取県におかれましては、国の事業を活用しつつ、

市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保されるよう積極的な支援をしていただくよう要請します。

(4) なお、今般本要望書作成にあたり、鳥取県のご担当者に資料提供をお願い致しましたところ、鳥取県内市町村の至近の情報収集を頂き、迅速に対応いただきましこと感謝しております。

## 6. 最後に

基本計画において、私たち成年後見に関わる三専門職団体は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて、積極的な役割を果たすことが期待されています。

国の成年後見制度利用促進基本計画の計画対象期間は概ね5年とされ、本年はその2年目であり、市町村は国の計画を勘案し市町村計画を策定する時期となっていきると思われます。

私たちは、これまで成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者の権利擁護に務めてきた立場から、誰もが安心して成年後見制度を利用できるように、今後も、地域の中で、県や各市町村、関係各団体と連携し、積極的に協力していくと考えております。

以上

## 添付資料

### 資料 1

- ・成年後見関係事件の概況（平成29年1月～12月）  
最高裁判所事務総局家庭局

### 資料 2

- ・鳥取家庭裁判所における成年後見制度利用者の住所地（管内別・類型別）
- ・鳥取家庭裁判所における成年後見制度の各市町村長の申立件数（管内別・類型別）  
鳥取家庭裁判所

### 資料 3

- ・鳥取県各市町村の成年後見制度利用支援事業一覧表（平成30年7月30日付）  
鳥取県福祉保健部ささえあい局福祉保健課

### 資料 4

- ・「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」  
平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡
- ・「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」  
平成20年10月24日付厚生労働省老健局計画課長事務連絡

# 成年後見関係事件の概況

—平成29年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成29年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況について掲載した数値と一致しない場合がある。

平成30年3月

○ 以下について訂正を行った（平成30年6月22日）。

- 11頁（注3）に記載の「その他親族」の定義

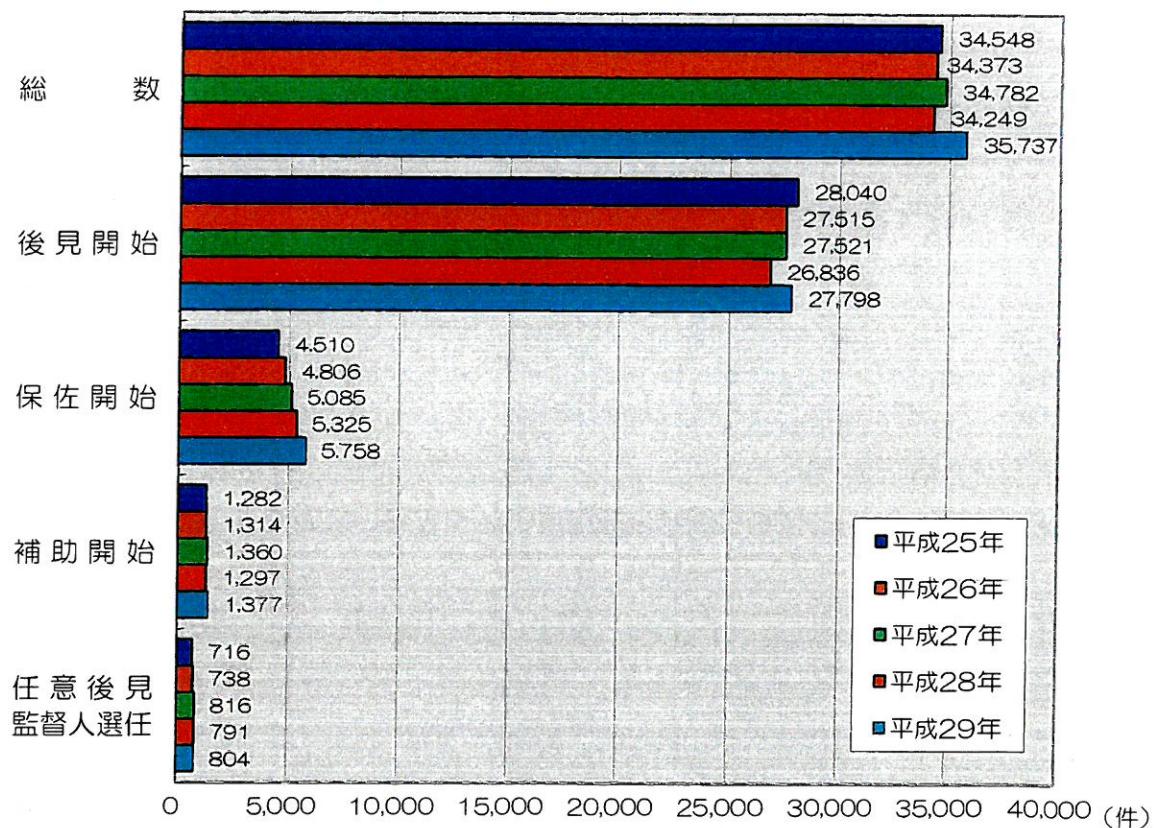
## 目 次

1 申立件数について ······	1
(資料1) 過去5年における申立件数の推移	
2 終局区分について ······	2
(資料2) 終局区分別件数	
3 審理期間について ······	3
(資料3) 審理期間別の割合	
4 申立人と本人との関係について ······	4
(資料4) 申立人と本人との関係別件数	
(資料5) 申立人と本人との関係別件数(家庭裁判所管内別)	
5 本人の男女別・年齢別割合について ······	6
(資料6) 本人の男女別・年齢別割合	
(参考資料) 開始原因別割合	
6 申立ての動機について ······	8
(資料7) 主な申立ての動機別件数	
7 鑑定について ······	9
(資料8) 鑑定期間別割合	
(資料9) 鑑定費用別割合	
8 成年後見人等と本人との関係について ······	10
(資料10) 成年後見人等と本人との関係別件数	
9 成年後見制度の利用者数について ······	12
(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移	

## 1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で35,737件（前年は34,249件）であり、対前年比約4.3%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は27,798件（前年は26,836件）であり、対前年比約3.6%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は 5,758件（前年は5,325件）であり、対前年比約8.1%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は 1,377件（前年は1,297件）であり、対前年比約6.2%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は804件（前年は791件）であり、対前年比約1.6%の増加となっている。

（資料1）過去5年における申立件数の推移



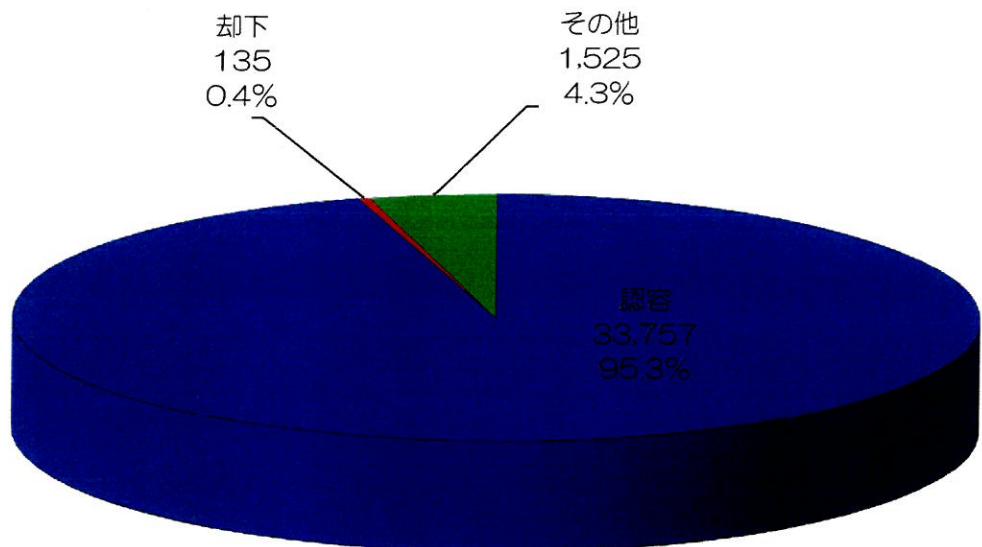
（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## 2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35,417件のうち、認容で終局したものは約95.3%（前年は約95.5%）である。

（資料2） 終局区別件数

既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任			
	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	
全国	35,417	26,411	81	1,068	5,400	23	269	1,294	11	76	652	20	112



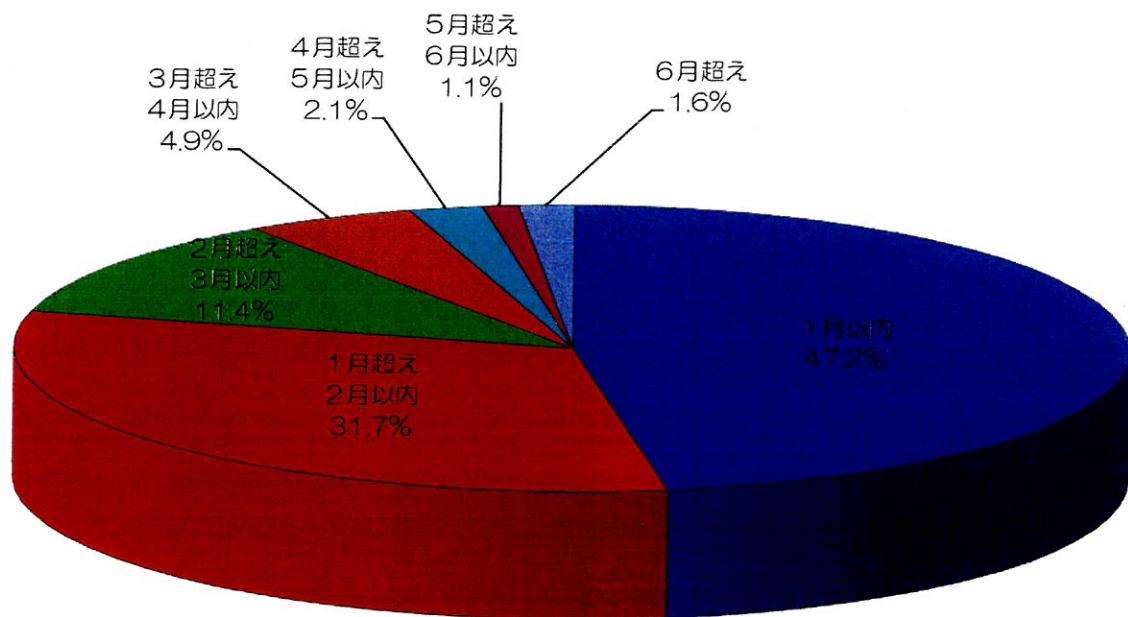
（注1） 平成29年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

### 3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計35, 417件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約78.9%（前年は約77.4%）、4か月以内に終局したものが全体の約95.2%（前年は約94.7%）である。

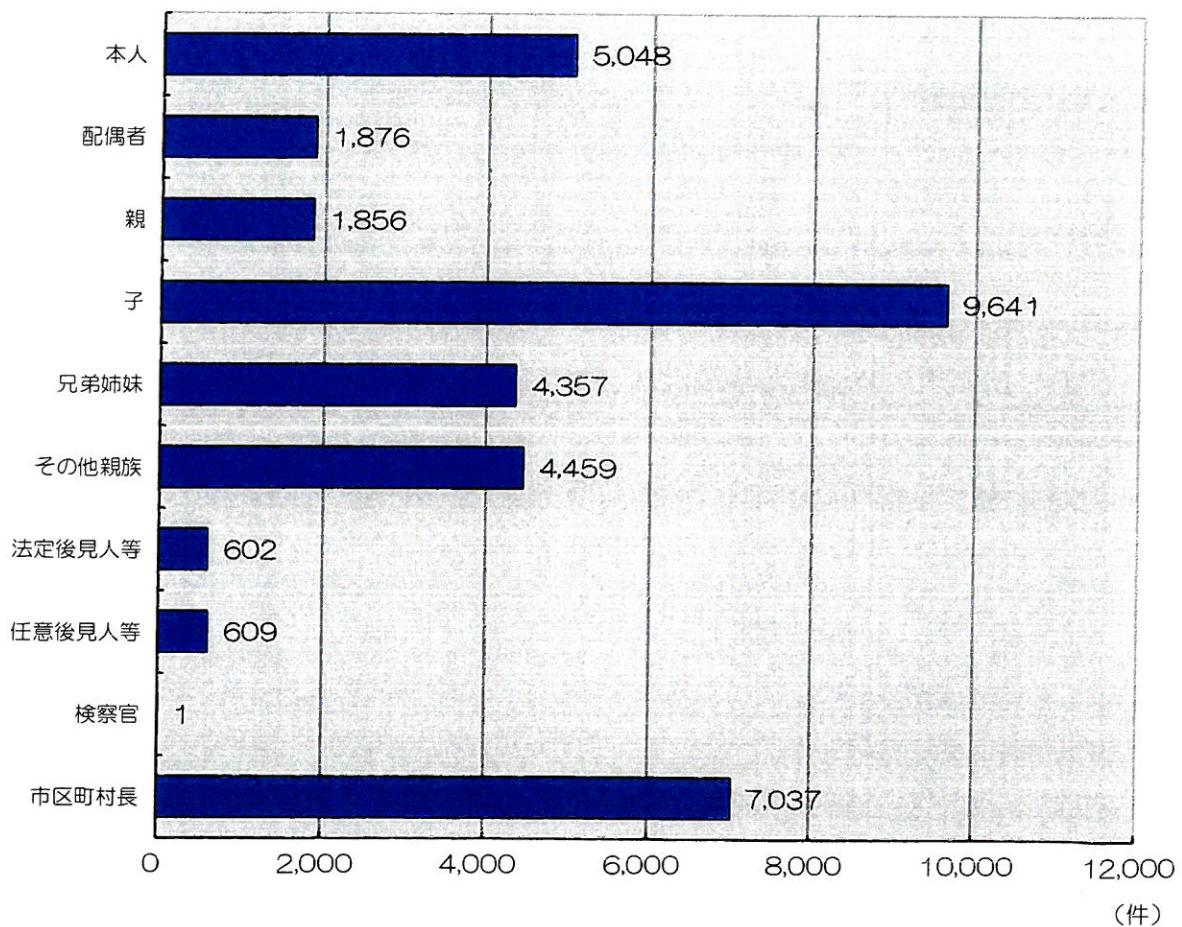
（資料3） 審理期間別の割合



#### 4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約27.2%を占め、次いで市区町村長（約19.8%）、本人（約14.2%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは7,037件で、前年の6,469件（前年全体の約18.8%）に比べ、対前年比約8.8%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,486件）を母数としている。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数(家庭裁判所管内別)

管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
東 京	5,128	1,142
横 浜	2,595	579
さいたま	1,587	376
千 葉	1,704	365
水 戸	459	77
宇 都 宮	288	45
前 橋	433	53
静 岡	1,148	133
甲 府	212	53
長 野	481	94
新 湧	780	111
大 阪	2,832	543
京 都	1,092	165
神 戸	1,759	263
奈 良	388	47
大 津	492	70
和 歌 山	257	44
名 古 屋	1,435	252
津	413	79
岐 阜	369	52
福 井	220	41
金 沢	398	75
富 山	366	49

管 内	総 数	うち市区町 村長申立て
広 島	769	171
山 口	403	96
岡 山	876	278
鳥 取	243	58
松 江	231	65
福 琵	1,375	163
佐 賀	239	52
長 崎	320	35
大 分	247	35
熊 本	570	141
鹿 児 島	359	53
宮 崎	375	118
那 霸	382	78
仙 台	394	81
福 島	410	155
山 形	232	85
盛 岡	281	44
秋 田	163	23
青 森	323	119
札 幌	755	112
函 館	110	4
旭 川	212	34
釧 路	264	71
高 松	308	78
徳 島	237	68
高 知	238	43
松 山	334	69
総 数	35,486	7,037

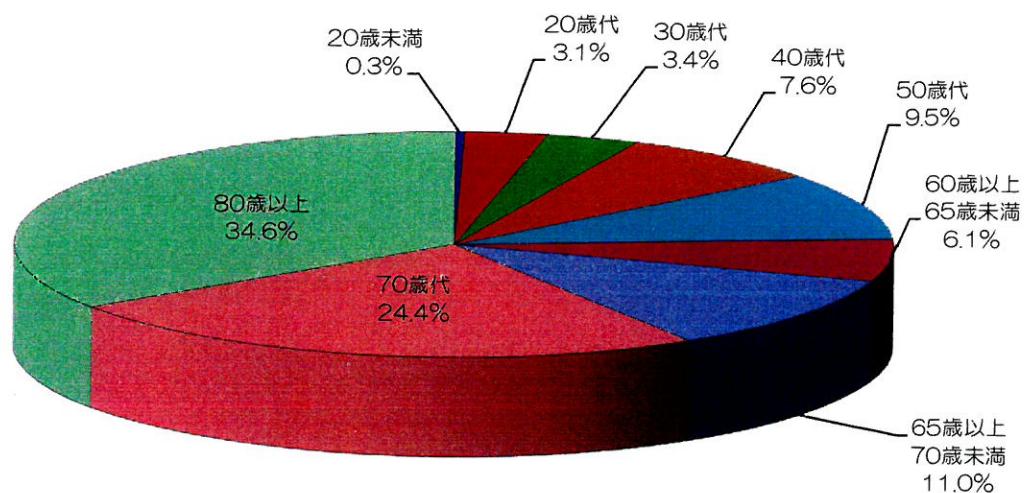
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(35,417件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

## 5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

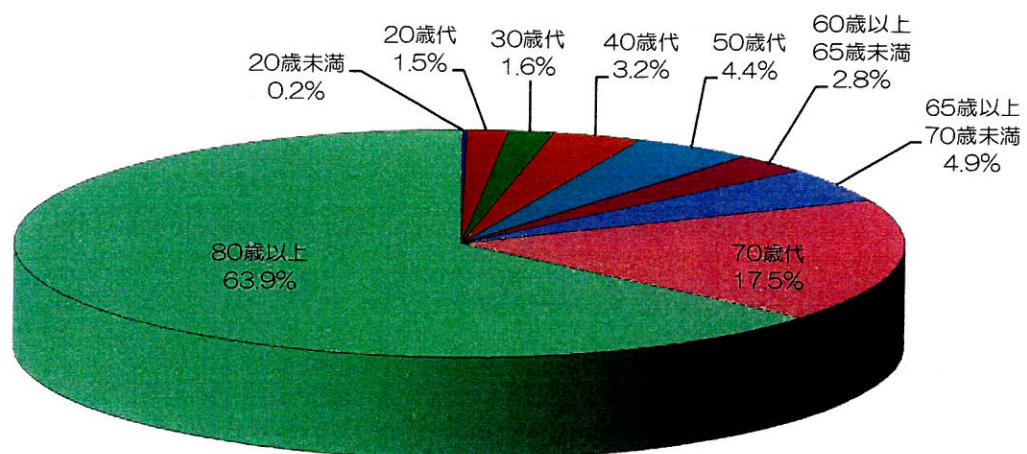
- 本人の男女別割合は、男性が約41.4%、女性が約58.6%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.6%を占め、次いで70歳代の約24.4%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.9%を占め、次いで70歳代の約17.5%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約70.0%を、女性では女性全体の約86.3%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



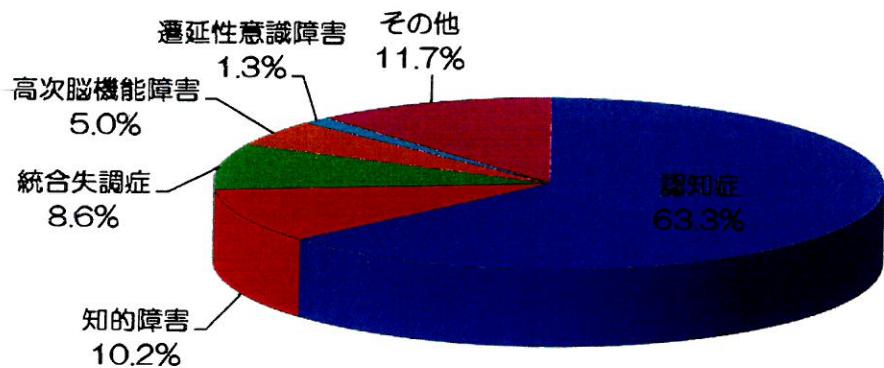
（女性）



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.3%を占め、次いで知的障害が約10.2%、統合失調症が約8.6%の順となっている。

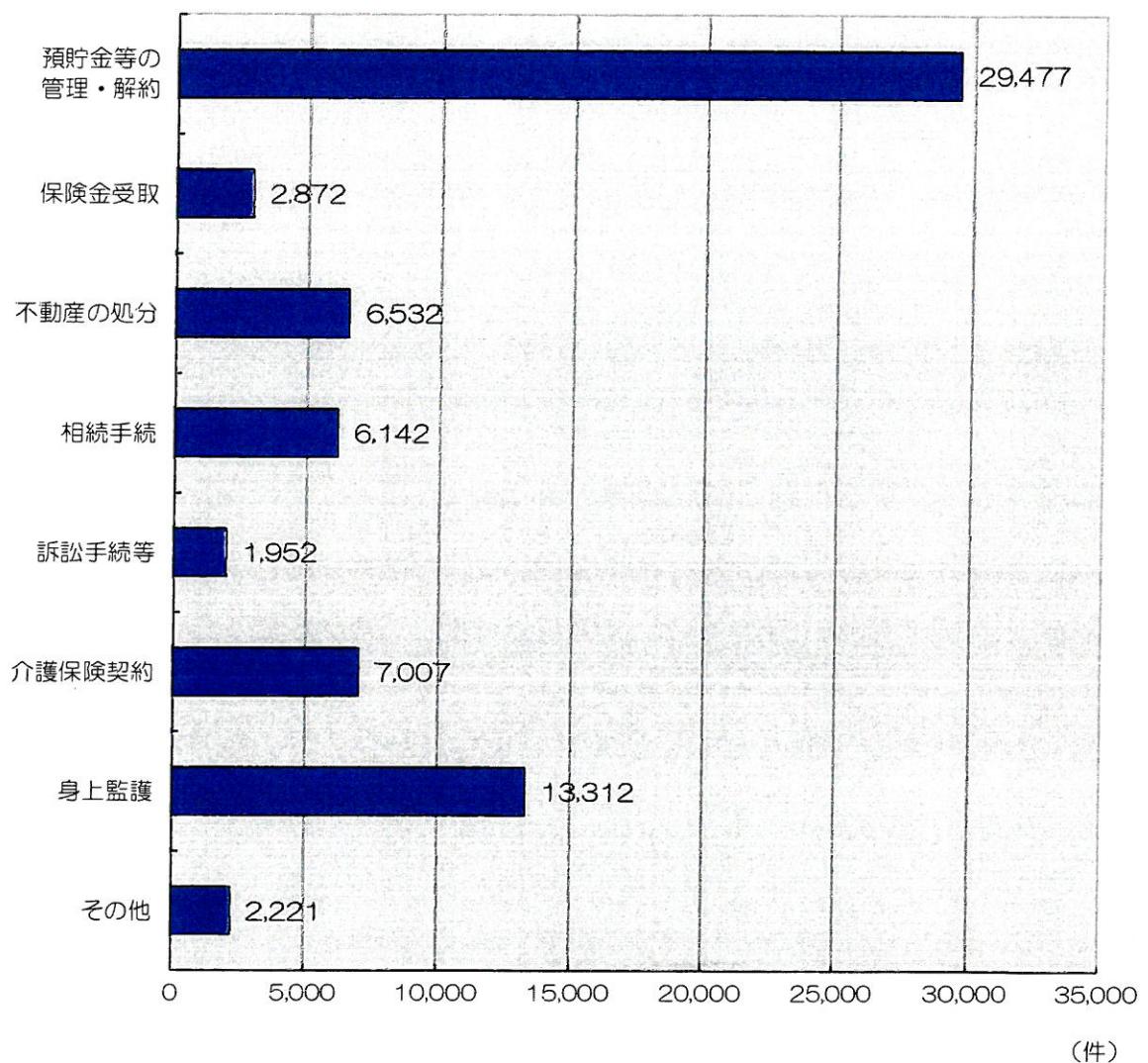


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

## 6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、  
身上監護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



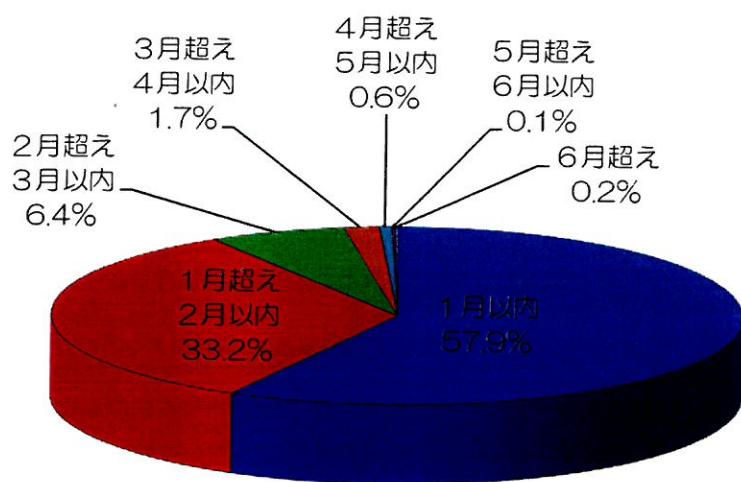
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事  
件総数（35,417件）とは一致しない。

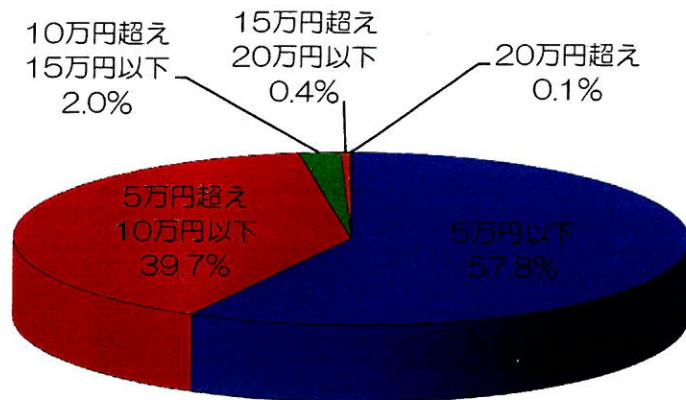
## 7 鑑定について（資料8, 9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約8.0%（前年は約9.2%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約57.9%（前年は約55.0%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約57.8%（前年は約61.9%）を占めており、全体の約97.5%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約97.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



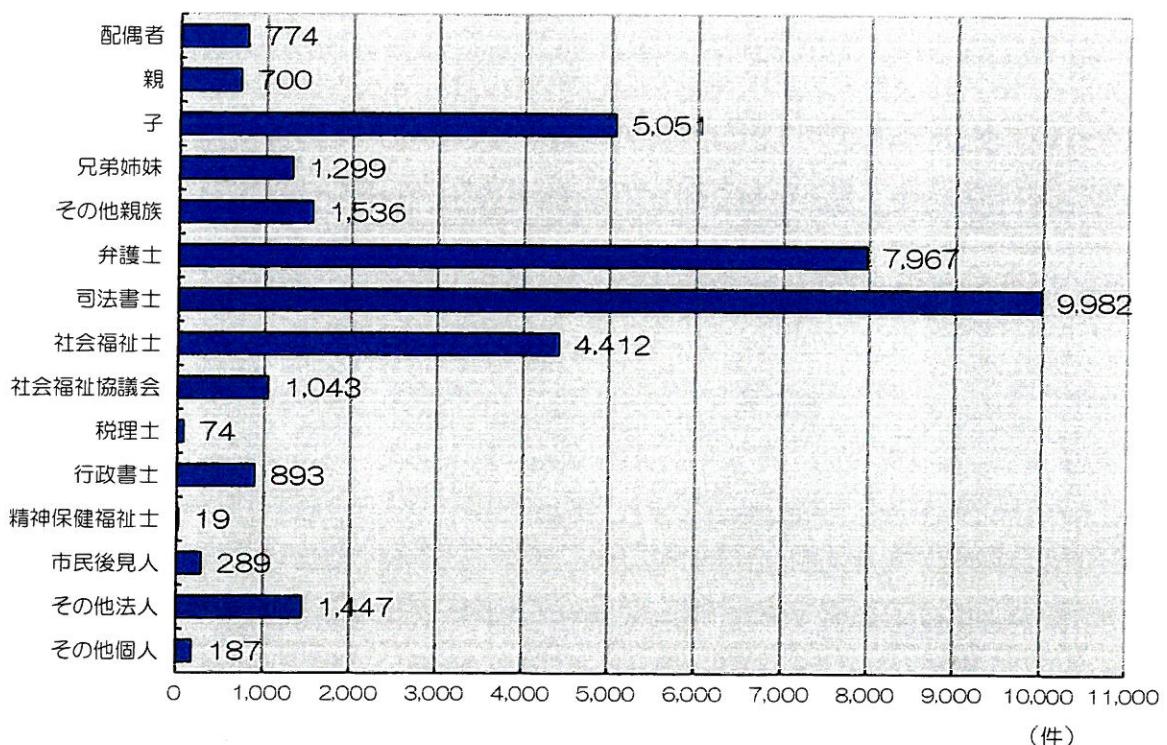
（資料9） 鑑定費用別割合



## 8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約26.2%（前年は約28.1%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約73.8%（前年は約71.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が7,967件（前年は8,050件）で対前年比約1.0%の減少、司法書士が9,982件（前年は9,415件）で対前年比約6.0%の増加、社会福祉士が4,412件（前年は3,995件）で対前年比約10.4%の増加、市民後見人が289件（前年は264件）で対前年比約9.5%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

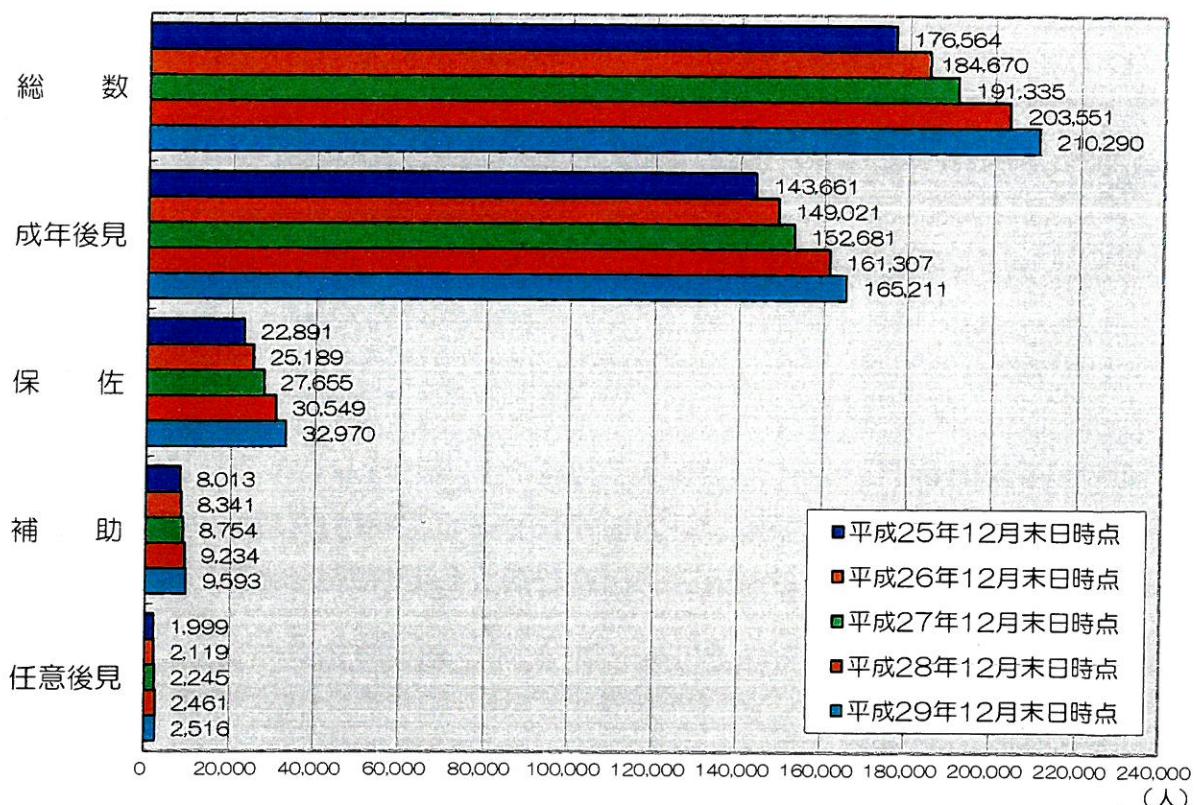
（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（35,673件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（33,105件）とは一致しない。

- (注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。
- (注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人265件、司法書士法人329件、税理士法人0件、行政書士法人11件であった。）。
- (注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。
- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

## 9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成29年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で210,290人（前年は203,551人）であり、対前年比約3.3%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は165,211人（前年は161,307人）であり、対前年比約2.4%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は32,970人（前年は30,549人）であり、対前年比約7.9%の増加となっている。
- 補助の利用者数は9,593人（前年は9,234人）であり、対前年比約3.9%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,516人（前年は2,461人）であり、対前年比約2.2%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

事務連絡  
平成20年3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

	次のいずれにも該当する者
改 正	(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者 又は精神障害者
前	(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要 と認める者
	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後 見制度の利用が困難であると認められる者
改 正 後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者 であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成 年後見制度の利用が困難であると認められる者

## 2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。
- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

## 3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
相談支援係 大城、佐々木  
TEL:03-5253-1111（内線3149）  
FAX:03-3591-8914  
E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp

事務連絡  
平成20年10月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願ひいたします。

厚生労働省老健局計画課  
予算係長 前田（3924）  
予算係 田本（3925）  
代表：03-5253-1111

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
  - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
  - (1) パンフレットの作成・配布
    - ・印刷製本費、役務費、委託料等
  - (2) 説明会・相談会の開催
    - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。